

刑事施設における「被害者の 視点を取り入れた教育」について

刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」検討会第1回

令和2年9月10日（木）

法務省矯正局成人矯正課

発表内容

- 1 刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」
のこれまでの経過について
- 2 「被害者の視点を取り入れた教育」実情調査結果
 - ・ 調査概要
 - ・ 結果概要
 - ・ 指導担当者的心声（指導目標達成に向けた取組状況）
 - ・ 謝罪・被害弁償に関する状況

刑事施設における 「被害者の視点を取り入れた教育」 のこれまでの経過について

これまでの経過①

平成16年度

「被害者の視点を取り入れた教育」研究会開催

- 構成員の方々からの代表的な御意見
 - ・ 被害者の生の声を被収容者に聞かせる機会を増やしてほしい。
 - ・ 謝罪の気持ちを起こさせることが、処遇の最も大きな役割の一つである。
 - ・ 教育は、部外の専門家の参加も考えるべきである。
 - ・ 全職員が「被害者の視点を取り入れた教育」の必要性を実感すべきである。

これまでの経過②

- 「被害者の視点を取り入れた教育」研究会での御意見を踏まえて実施した施策

平成17年度～

- ・ 刑事施設及び少年院においてゲストスピーカーによる指導開始
- ・ 矯正研修所において、矯正施設の職員に対し犯罪被害者等の実情等について理解を深める科目を新規導入

平成18年度～

- ・ 刑事施設において、一般改善指導「被害者感情理解指導」及び特別改善指導「被害者の視点を取り入れた教育」の標準プログラムに基づく指導開始

これまでの経過③

平成23年度

「被害者の視点を取り入れた教育」検討会開催

- 構成員の方々からの代表的な御意見
 - ・ 被収容者が犯罪被害者等に関する基礎的な知識の勉強ができるよう配慮してほしい。
 - ・ 被収容者が自身の被害体験に捕らわれ、自らが引き起こした加害の深刻さや犯罪被害者等の心情に目が向きにくい場合がある。
 - ・ ゲストスピーカーに対する二次的被害を防止すべき。
 - ・ ゲストスピーカーによる講演は一方通行な働き掛けに終始しがちである。

これまでの経過④

- 「被害者の視点を取り入れた教育」検討会での御意見を踏まえて実施した施策

平成23年度

- ・ 視聴覚教材「ナラティブⅣ」及びワークブック整備
- ・ ゲストスピーカーの二次的被害防止に係る通知の発出

平成25年度～平成29年度

- ・ 特定非営利法人「いのちのミュージアム」主催の「生命のメッセージ展」を全国の刑務所，少年刑務所，少年院で開催

令和2年度～令和6年度

- ・ 「生命のメッセージ展」を全国の刑務所，少年刑務所，少年院で開催（予定）

これまでの経過⑤

これまでの経過を踏まえた現状

- 「被害者の視点を取り入れた教育」受講開始人員
14,409名（平成18年度～令和元年度）
- ゲストスピーカーによる講話等の実施状況
 - ・ 御活動回数は、毎年300回を超える
(直近3年間の御実績に基づく)
 - ・ 御活動場面は「被害者の視点を取り入れた教育」に限らず多様
(御活動例)
刑執行開始時指導，一般改善指導（被害者感情理解指導），
特別改善指導（交通安全指導），釈放前の指導 など

「被害者の視点を取り入れた教育」 実情調査結果について

調査概要

- 目的
刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」
の実情把握
- 調査対象庁
82庁
- 調査実施期間
令和2年7月7日（火）～7月29日（水）
- 調査方法
「被害者の視点を取り入れた教育」担当者に対する
アンケート調査

結果概要①

特別改善指導「被害者の視点を取り入れた教育」対象者

- 対象者数（令和2年7月15日現在）
4,612名
（全受刑者の約1割程度を占める。）

- 年間受講開始人員（令和元年度）
696名

結果概要②

実践プログラムの策定状況

- 複数の実践プログラムの策定している庁 25庁
【複数プログラムの特徴】
 - ・ 対象者の特性に応じてプログラムを整備
例：交通事犯，生命犯，親族が被害者など，事件の特徴別にプログラムを策定
集団指導に適さない対象者に対する個別指導用プログラムを策定
 - ・ 刑期に応じてプログラムを策定
例：短期刑受刑者向けの短縮プログラムを策定
無期懲役受刑者に対する複数回クールのプログラムを策定
 - ・ フォローアップ用のプログラムを策定
例：実践プログラム終了者に対するメンテナンスプログラムを策定
釈放前の指導時に実施するメンテナンスプログラムを策定

結果概要③

プログラムの実施時期

- 複数回クールやフォローアッププログラムを有しない庁における対象者へのプログラム実施時期は多様

【実施時期の例】

- ・ 対象者の受刑態度が落ち着くなど、事件に向き合える状況かを見極めて実施
- ・ 他の特別改善指導を優先的に受講させ、「被害者の視点を取り入れた教育」は、受刑生活のまとめとして最後に実施
- ・ プログラム受講から出所までの期間が空きすぎないように、入所から一定の期間が経過した後に実施

結果概要④

プログラムの実施方法

- 複数の方法を組み合わせて実施する庁が多い。

実施方法	実施庁
視聴覚教材視聴	7 4 庁
講義（ゲストスピーカー含む）	7 3 庁
グループワーク	6 9 庁
ロールレタリング	4 7 庁
課題作文	4 4 庁
課題読書指導	2 6 庁
その他	2 4 庁

※重複計上である。

※「その他」の内訳は、施設独自に作成したワークブックの使用や個別面接等である。

指導担当者の声 (指導目標の達成に向けた職員の実行状況)

自らの犯罪と向き合わせ、 犯した罪の大きさを認識させる①

【工夫している点】

- 長期受刑者は、受講開始まで間に事件の詳細を忘れてたり、都合よく解釈していることも多いため、第1単元で、事件日時、被害者、遺族、共犯者の有無等を正確に思い出させ、整理させている。
- 機会ある度に、自身の事件について想起するように促し、少しずつ自身の言葉で事件を振り返らせながら、罪の大きさを認識させるようにしている。
- 本件の概要だけでなく、そこに至る前後の出来事も含めて振り返らせることで、自らの犯罪と真摯に向き合えるよう指導している。

自らの犯罪と向き合わせ、 犯した罪の大きさを認識させる②

【苦慮している点】

- ・ 事件を否認したり、被害者側に非があるという主張をしたりする者を、犯罪と向き合わせることに苦慮している。
- ・ 自身の犯罪について過小評価する者、自身の問題を受け入れられず、他罰的な態度を崩さない者への対応に苦慮している。
- ・ 自分の事件について他者に話したくない、事件そのものを思い出したくないなど、プログラムに抵抗を示す者への対応に苦慮している。

自らの犯罪と向き合わせ、 犯した罪の大きさを認識させる③

【苦慮している点への対応】

- ・ 個別指導により、自らの犯罪と向き合わせ、犯した罪の大きさを認識させるような働き掛けを行っている。
- ・ 事件を否認している者や被害者側に非があると主張する者も、まずは他の受講者の話を聞くことから始めさせている。否定的な発言をしてもとがめず、異なる意見の人の話について感想を求めている。
- ・ 自身の本件に至った経緯を、単元の課題を参考にまとめさせ、自身を客観的に見る目や、自身の問題として捉える力を鍛えさせている。

被害者やその遺族等の心情を認識させる①

【工夫している点】

- ・ ゲストスピーカーによる講話の内容をより深く理解できるよう、事前に参考資料を読ませている。また、講話後の単元においても、講話の内容を補足的に説明し、ゲストスピーカーの趣旨が正しく伝わるように配慮している。
- ・ 事件前後の被害者の人間関係や生活について目を向けさせている。被害者や遺族等の人生に焦点を当て、その立場や行動から心情を認識させるようにしている。
- ・ 加害者側の身近な人間関係に置き換えて考えさせることで、事件が被害者等に与えた影響を認識させるようにしている。

被害者やその遺族等の心情を認識させる②

【苦慮している点】

- ・ 事件に対して、拒否的、他罰的な受け止め方をしている者（例えば、共犯者から脅されて事件に加担した者）に対し、内省を深めさせるような働き掛けをしようとした場合に、指導期間以上の時間を要する（特に、動機付けの指導に相当の時間を要する）。
- ・ 想像力が乏しく、被害者等の心情を想像できない者への対応に苦慮している。
- ・ 被害者等への関わりや接触を拒否されている者の、しよく罪意識が喚起されにくい様子が見受けられ、働き掛けに苦慮している。

被害者やその遺族等の心情を認識させる③

【苦慮している点への対応】

- 被害者や被害者遺族の手記を読ませたり、実際に受講者がこれまで（裁判時等も含む）被害者や被害者遺族からどのようなメッセージを受け取ったことがあったかを指導時にワークシート等を用いて、振り返らせるようにしている。
- 指導時間内に理解することができなかった受講者については、ワークブックで繰り返しフォローアップしている。
- 共感的理解をする力を養うため、なるべく正直な気持ちを語らせ、まず自身の気持ちや考えに気付かせた上で、他者の視点で考えさせている。

被害者やその遺族等の心情を認識させる④

【その他（好事例）】

受講当初は受講に前向きに参加するも、事件と真摯に向き合うことができず、表面的な謝罪意思を有するにとどまっていた者が、ゲストスピーカー講話を聴講したことをきっかけに、被害者心情を理解しようとしたり、自分本位な考え方を改めるようになり、謝罪にも真剣に取り組むようになった。

被害者やその遺族等に誠意を持って対応させる①

【工夫している点】

- ・ 「謝罪や被害弁償を断られたから、対応する必要はない」といった趣旨のことを述べる者に対して、被害者側が断った理由を考えさせている。また、「既に謝罪や被害弁償を終えている」といった趣旨のことを述べる者については、誠意ある対応とはどのようなものかを問い掛け、考えを深めさせるよう指導している。
- ・ 被害者等の感情について、ステレオタイプ的に把握するのではなく、それぞれ異なることを把握させるよう工夫している。
- ・ 一方的な謝罪は被害者に対する二次的被害となる可能性があることを理解させ、謝罪の目的は、受講者本人が許されるために行うのではなく、被害者のために行うことであることを理解させている。

被害者やその遺族等に誠意を持って対応させる②

【苦慮している点】

- ・ 「償いの人生を送る」、「誠意をもって謝罪する」等、もっともらしい発言をしても、具体的に何をするのかについて考えが至らない者が多く、対応に苦慮している。
- ・ 裁判時、被害者に弁済や謝罪を拒絶された者に対し、被害者等に対する誠意を持った対応について考えさせることに苦慮している。
- ・ 加害者自身が被害者意識を抱いており、その整理ができていない者への対応に苦慮することがある。

被害者やその遺族等に誠意を持って対応させる③

【苦慮している点への対応】

- ・ グループワークを通して他者の考えに触れさせ、新たな気付きを得られるようにしている。また、「具体的に自分が何をするか」に焦点を当ててフィードバックを行っている。
- ・ 個別面接等を行い、たとえ過失であったとしても結果的に被害者が死亡し、それを悲しむ遺族がいることに変わりがないことに気付かせることで、それぞれの感謝の手立てを考えさせるように働き掛けている。
- ・ まずは被害者が多様であることを理解させ、謝罪を拒否しても、それが全てではなく、時間の経過によって変わることもあり得ることを理解させるようにしている。

謝罪・被害弁償に関する状況

謝罪・被害弁償に関する情報の把握方法

- 把握方法（例）
 - ・ 刑事施設入所後に実施する刑執行開始時調査や「被害者の視点を取り入れた教育」開始前の面接において聞き取りを行っている。
 - ・ 対象者の事件に関する内容が記載されている資料から確認している。
 - ・ 面会や手紙の内容から把握している。

謝罪・被害弁償に関する具体的な指導内容

- 指導内容例
 - ・ 被害弁償計画を作成させ、出所後の生活設計の一部として考えさせている。
 - ・ 被害弁償を要する受講者については、出所後、月々弁償に当てられる額を想定させている。
 - ・ 被害者等と対面しての謝罪場面を想定したロールプレイを実施しており、謝罪場面における態度や言葉遣い、服装などの基本的事項のほか、謝罪すべき内容や謝罪を受けた際の被害者側の心情等について指導している。

謝罪・被害弁償に関する受刑者からの 相談状況

- これまで受刑者から謝罪・被害弁償に関する相談を受けたことがあると回答した庁 21庁
- 相談内容及びその対応例
 - ・ 被害弁償をしたいが、被害者御遺族が拒絶しているため、直接被害弁償ができない。
 - 法テラス、犯罪被害者支援センター、日本弁護士連合会等が行っている「しよく罪寄付」を紹介
 - ・ 出所後、相談する相手がない。
 - 在所中に法律相談を受けさせ、一般的な被害弁償方法について知識を得る機会を付与

在所中の謝罪・被害弁償の実績 (令和元年度)

- 謝罪・被害弁償の実績あり 20庁
(うち、作業報奨金利用 13庁)

【謝罪・被害弁償の相手先例】

- ・ 被害者やその御遺族
- ・ 被害者支援団体
- ・ 被害者の菩提寺
- ・ 法テラス、弁護士会等（しよく罪寄付）